

## 久留米広域合併協議会第13回会議

# 地方税の取扱いを承認

## 国民健康保険事業やごみ処理の取扱いなど9項目を提案

久留米広域合併協議会第13回会議が12月6日、久留米市内で開催されました。会議では、前回提案された「財産の取扱い」や継続協議となっていた「商工・観光関係事業の取扱い」「地方税の取扱い」などの合併協定項目が協議され、3項目が承認されました。これで新市建設計画を含む45項目の合併協定項目の内、22項目が承認されました。また新たに「ごみ処理」に関する取扱い、「国民健康保険事業の取扱い」など9項目が提案されました。

### ■地方税に関する調整案（一部抜粋）

税目	税額・税率	税率等説明	納期	
市民税	個人均等割	標準税率 (合併年度及びそれに続く5年度は不均一課税採用)	標準税率は、5万人以上50万人未満の市が2,500円、5万人未満の市ならびに町村2,000円	6/1~6/30 8/1~8/31
	個人所得割	標準税率	標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%	10/1~10/31 1/1~1/31
	法人均等割	標準税率	標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階	
	法人税割	制限税率 (合併年度及びそれに続く5年度は不均一課税採用)	法人税額(国税)を基礎に算定。制限税率は14.7%	
固定資産税	標準税率	固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定。標準税率は1.4%	5/1~5/31 7/1~7/31 9/1~9/30 12/1~12/25	
軽自動車税	標準税率	種別・排気量により1台当たり年額1,000~7,200円	5/1~5/31	

#### 【参考】

- \* 標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべきとして法定されている税率
- \* 制限税率：地方団体が課税する場合に、これを超えてはならないものとして法定されている税率

### 協議事項

#### ●第39号議案 合併協議会の監事の選任について

田主丸町の長瀨勇氏の委員辞任により空席となっていた監事に、植原政則委員（北野町）が選任されました。

#### ●協議 新市建設計画

県との事前協議の結果を受けて、新市建設計画の修正を提案しました。

修正・挿入された主な点は、新市建設主要施策での「住宅市街地の住環境の整備」や新市において県が主体となって実施する事業として「バイオバレー構想に基づき、バイオ産業の振興のための環境整備に取り込む」などです。協議の結果、全会一致で承認されました。今後、県と正式協議を行っていきます。

#### ●第15号議案 地方税の取扱いについて（継続協議分）

委員から「納税組合奨励金の代わりに「コミュニティ」の支援を行うとのことだが、どういった取扱いを検討しているのか。住民の納税意識を高めることに繋がることを考えて欲しい」との質問が出され、事務局より「自治会活動支援については、久留米市（4ページ参照）の例を適用しますが、その制度内容については合併までに調整します」との説明がありました。

協議の結果、税率、納期は上記表のとおりとし、前納報奨金制度、納税組合制度を合併年度末までに廃止することなどの調整案が全会一致で承認されました。

#### ●第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて（継続協議分）

前回、継続協議となっていた経済団体への支援については、「経済団体への補助及び支援については、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいいため、合併後、新たな法や制度の変更や地域の意向を踏まえて、その変更の協議や合意がなされるまでの間については、現行の各市町の補助基準に基づく助成を継続することとする」とした修正案が提案され、協議の結果、全会一致で承認されました。

#### ●第22号議案 町名・字名の取扱いについて（継続協議分）

委員から、「合併後も旧町での地域活動をしやすいようにするためにエリアの単位は必要ではないか」との意見が出され、協議の結果、継続協議となりました。

#### ●第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて（継続協議分）

前回、継続協議となっていた介護用品支給については、「新市において統一した基準で実施するため、その対象者、所得要件及び給付金額については、4町の実施状況並びに国・県補助事業の動向を踏まえ、合併時に調整を図る」との修正案が提案され、全会一致で承認されました。

#### ●第37号議案 財産の取扱いについて（前回会議で提案）

「4町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて久留米市に引き継ぐ。旧町